

# 源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得の改正について

平成 28 年 3 月  
国 税 庁

## 1 源泉徴収免除制度の概要

国内に恒久的施設を有する外国法人又は非居住者が、納税地の所轄税務署長から源泉徴収の免除証明書の交付を受け、この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その証明書の有効期間内にその支払者が支払う国内源泉所得のうち特定のものについては、源泉徴収を要しないこととされています（所得税法第 180 条、第 214 条）。

## 2 改正の概要

平成 26 年度税制改正により、外国法人又は非居住者の国内源泉所得について帰属主義の考え方に沿った見直しが行われたことに伴い、上記 1 の源泉徴収免除制度の対象となる特定の国内源泉所得については、次の表のとおり、外国法人又は非居住者の恒久的施設に帰せられる国内源泉所得（以下「対象国内源泉所得」といいます。）とする改正が行われました。

これにより、従来、源泉徴収免除制度の対象となっていた国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得については、「所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）」（以下「平成 26 年改正法」といいます。）適用後（適用時期については下記 4 参照。）は源泉徴収免除制度の対象となる対象国内源泉所得に該当しないこととなりますのでご注意ください。

### (1) 外国法人の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

※下線部分が改正箇所です。

改正前（所得税法第 161 条）		改正後（新所得税法第 161 条第 1 項）	
一号の二	国内において民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づいて行う事業から生ずる利益の配分	四号	民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分のうち、外国法人の恒久的施設に帰せられるもの（組合事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る）
一号の三	土地等の譲渡対価（一定のものに限る）	五号	左記のうち、外国法人の恒久的施設に帰せられるもの
二号	人的役務の提供事業の対価	六号	同上
三号	不動産の賃貸料等	七号	〃
六号	貸付金利子	十号	〃
七号	使用料等	十一号	〃
九号	事業の広告宣伝のための賞金	十三号	〃
十号	生命保険契約に基づく年金等	十四号	〃

## (2) 非居住者の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

※下線部分が改正箇所です。

改正前（所得税法第 161 条）		改正後（新所得税法第 161 条第 1 項）	
一号の二	国内において民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づいて行う事業から生ずる利益の配分	四号	民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業から生ずる利益の配分のうち、非居住者の恒久的施設に帰せられるもの（組合事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限る）
二号	人的役務の提供事業の対価	六号	左記のうち、非居住者の恒久的施設に帰せられるもの
三号	不動産の賃貸料等	七号	同上
六号	貸付金利子	十号	〃
七号	使用料等（一定のものを除く）	十一号	〃
八号イ	人的役務の提供に対する報酬（一定のものを除く）	十二号イ	〃
十号	生命保険契約に基づく年金等（一定のものを除く）	十四号	〃

### 3 源泉徴収

平成 26 年改正法の規定により源泉徴収の対象となる国内源泉所得のうち、上記 2 の改正後に源泉徴収免除制度の対象とならない国内源泉所得（国外の本店等に帰せられる特定の国内源泉所得など）については、原則として源泉徴収が行われることとなりますのでご注意ください。

（注）外国法人又は非居住者の居住地国と我が国との間で租税条約が締結されている場合には、その租税条約の定めるところにより、その外国法人又は非居住者が支払を受ける所得に対する課税が軽減又は免除される場合があります。

この課税の軽減又は免除を受けようとするときは、所定の事項を記載した届出書（添付書類が必要な場合にはその添付書類も含まれます。）をその国内源泉所得の源泉徴収義務者を經由して税務署に提出する必要があります。

### 4 適用関係

#### (1) 外国法人の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

外国法人が平成 28 年 4 月 1 日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得について適用され、外国法人が平成 28 年 3 月 31 日以前に支払を受けるべき国内源泉所得のうち源泉徴収がされないものについては、従前どおりとされています（平成 26 年改正法附則第 16 条第 2 項）。

#### (2) 非居住者の源泉徴収免除制度の対象となる国内源泉所得

非居住者が平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき対象国内源泉所得について適用され、平成 28 年 12 月 31 日以前に支払を受けるべき国内源泉所得のうち源泉徴収がされないものについては、従前どおりとされています（平成 26 年改正法附則第 19 条第 2 項、第 3 項）。

#### 「源泉徴収の免除証明書」について

- 既に交付を受けている「源泉徴収の免除証明書」については、新たに、所得税法第 180 条又は所得税法第 214 条の規定に基づく「源泉徴収の免除証明書」の交付を受けるまでの間は、引き続き、使用していただいて差し支えありません（有効期限内の証明書に限ります）。<sup>(※)</sup>
- 「源泉徴収の免除証明書」に源泉徴収免除制度の対象となる所得として平成 26 年改正法適用前の所得税法第 161 条各号の規定が記載されている場合には、平成 26 年改正法適用後（適用時期は上記 4 参照。）は、当該記載部分を上記 2(1)(2)の表のとおり読み替えていただくようお願いいたします。

（※）交付要件に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、納税地の所轄税務署長に「源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書」を提出いただくとともに、その証明書の提示先にその旨を通知いただく必要がありますのでご注意ください。



この社会あなたの税がいきている